

オーストラリアの 2020 年支払期間報告法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 内海 和美

目 次

はじめに

- I 支払期間報告法成立の背景及び経緯
 - 1 オーストラリア企業の代金支払慣行
 - 2 立法化の動き
- II 支払期間報告法の構成及び概要
 - 1 構成
 - 2 概要

おわりに

翻訳：2020 年支払期間報告法

キーワード：取引代金支払遅延、キャッシュ・フロー、電子請求書、サプライチェーン・ファイナンス、ファクタリング

要 旨

オーストラリアでは、2020年10月、大規模企業から小規模企業への支払慣行の透明性を高めることにより、大規模企業に支払遅延等の改善を促すことを目的とした法律（「2020年支払期間報告法」2020年法律第91号）が成立し、2021年1月1日に施行された。

主な内容は、大規模企業が「支払期間報告登録簿」へ登録すべき事項（標準的な支払期間、請求書発行日から実際の支払までにかかった日数や件数等）の明確化、登録内容の公表義務、民事罰規定等である。併せて、「デジタル・ビジネス計画」に示された電子請求書の義務化等を見据え、適切な支払期間の検証等のために考慮すべき事項を掲げている。

はじめに

オーストラリアにおける大規模企業から小規模企業への取引代金の支払遅延は、決して新しい問題ではない。契約で合意した期限を過ぎた支払や、通常の取引慣行より長く設定された支払期限は、小規模企業のキャッシュ・フローを悪化させ、事業継続のための資金調達を困難にし、操業不能に陥る大きな原因となるなど、オーストラリア経済全体に悪影響を与えている。

連邦政府に対しては、これまで何度か支払遅延を改善するための法律制定の要請が行われてきたが、2020年に入ると、新型コロナウイルス感染症パンデミックを原因とする経済停滞が加わり、キャッシュ・フローの更なる悪化を引き起こした。そのような中、同年10月、大規模企業から小規模企業への支払慣行の透明性を高めることにより、大規模企業に支払遅延等の改善を促すことを目的とした法律（「2020年支払期間報告法」⁽¹⁾2020年法律第91号。以下「支払期間報告法」という。）が成立した。

本稿は、同法成立の背景と経緯を解説し、概要を紹介するものである。また併せて、同法を全訳する。

I 支払期間報告法成立の背景及び経緯

1 オーストラリア企業の代金支払慣行

(1) オーストラリア小規模企業・家内企業オンブズマンによる調査報告書

オーストラリアにおける企業の代金支払慣行について、オーストラリア小規模企業・家内企業オンブズマン（Australian Small Business and Family Enterprise Ombudsman: ASBFEO）⁽²⁾は、これ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年5月28日である。

(1) Payment Times Reporting Act 2020 (No.91, 2020). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2020A00091>>; 内海和美「【オーストラリア】2020年支払期間報告法の制定」『外国の立法』No.286-2, 2021.2, pp.28-29. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11633272_po_02860212.pdf?contentNo=1>

(2) 小規模企業等のビジネス上の紛争解決を支援し、関連する法律・政策・慣行等の調査、研究を行うため、「2015年オーストラリア小規模企業・家内企業オンブズマン法」（Australian Small Business and Family Enterprise Ombudsman Act 2015 (No.123, 2015). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00109>>）に基づき、2016年3月

まで、二つの調査報告書を公表している。①「支払期間及び支払慣行調査—最終報告」(2017年4月。以下「2017年報告書」という。)⁽³⁾及び②「支払条件、回数及び慣行調査—小規模企業・家族企業、職業能力及び職業教育大臣への提言」(2019年3月。以下「2019年報告書」という。)⁽⁴⁾である。

2017年報告書では、企業規模の大小を問わず、オーストラリアで事業を営む企業に影響を与えるものとして、二つの問題点を指摘している。それは、「代金支払遅延」(契約で合意した日付より支払が遅延すること。)及び「支払期限延長」(通常の商慣行より支払期間が長期に設定されること。)である。同報告書が引用している、2015年にイギリスの金融サービス会社が行った調査⁽⁵⁾によると、世界各国の企業の代金支払期限からの平均超過日数は、日本(マイナス6.5日)、ベルギー(マイナス4.1日)、オランダ(マイナス3.0日)、ドイツ(マイナス0.5日)、中国(1.9日)、イギリス(5.85日)、フランス(6.1日)、アメリカ(7.1日)、カナダ(12.0日)、南アフリカ(16.5日)、オーストラリア(26.4日)となっており、オーストラリアでの代金支払遅延が世界的に見ても際立っていることが分かる。

2019年報告書では、大規模企業⁽⁶⁾の支払遅延が小規模企業⁽⁷⁾のキャッシュ・フローに与える影響について評価し、その結果に基づき七つの勧告(外国企業や政府系事業体を含む、売上高1億豪ドル⁽⁸⁾以上の企業が小規模企業に対して行っている支払条件等を公表するため、年次報告の枠組みを構築する。報告対象となる小規模企業を識別するための事業者登録方法を確立する。請求書の処理を改善するため、電子請求書や他の技術的解決手段を採用する等)を行っている⁽⁹⁾。

(2) サプライチェーン・ファイナンス

2019年報告書の勧告では、インボイス・ファクタリング(invoice factoring)等のサプライチェーン・ファイナンス(supply chain financing)が、小規模企業のキャッシュ・フローに与える影響についても言及がなされている⁽¹⁰⁾。

インボイス・ファクタリングとは、ファクタリング会社が、サプライヤーである小規模企業

11日に設立された。

(3) Australian Small Business and Family Enterprise Ombudsman (ASBFEO), "Payment Times and Practices Inquiry-Final Report," ASBFEO, April 2017. <https://www.asbfeo.gov.au/sites/default/files/ASBFEO_Payment_Times_and_Practices%20Inquiry_Report.pdf>

(4) ASBFEO, *Review of payment terms, times and practices: Advice to the minister for small and family business, skills and vocational education*, ASBFEO, March 2019. <<https://www.asbfeo.gov.au/sites/default/files/documents/ASBFEO-payment-times-report-2019.pdf>>

(5) "The State of Late Payment 2016," MarketFinance Limited (formerly MarketInvoice Limited), p.14. <<https://blog.marketfinance.com/2016/02/29/the-state-of-late-payment-2016-download-the-report/>>

(6) 支払期間報告法は、大規模企業等の、小規模企業に関する自らの支払条件及び慣行を報告する義務を規定している(第3条)。第7条では、報告義務のある事業体を、オーストラリアで事業を営み、直近の事業年度における総所得が1億豪ドル以上の事業体と定義している。1豪ドルは、後掲注(8)参照。

(7) オーストラリアで事業を営み、直近の事業年度における年間売上高が、1000万豪ドル未満の会社と定義される(支払期間報告法第5条"small business"の項目の注記)。1豪ドルは、後掲注(8)参照。

(8) 1豪ドルは、約83.9円(令和3年6月分報告省令レート)である。

(9) ASBFEO, *op.cit.*(4), pp.7, 26-28.

(10) "Recommendations 5: Impact of supply chain financing options," ASBFEO, *op.cit.*(4), pp.27-28. なお、2020年3月、ASBFEOがサプライチェーン・ファイナンスが小規模企業に与える影響に特化してまとめた調査報告書に、ASBFEO, "Supply Chain Finance Review: Final Report," ASBFEO, March 2020. <<https://www.asbfeo.gov.au/sites/default/files/Final%20Report%202020.pdf>>がある。

からインボイス（請求書）を割り引いた金額で買い取るものである。サプライヤーは、売掛債権を早期に現金化することができ、商品・サービスの購入者である大規模企業は、ファクタリング会社との間で、より長い支払期間を設定することができるというメリットがある。しかし、サプライヤーは、できるだけ早く支払を受けたい場合、大きな割引に応じざるを得ず、また、大規模企業がファクタリング会社への支払が遅れた場合には、想定以上の利息を支払わなければならないリスクを負うことになる。サプライチェーン・ファイナンスは、小規模企業が売掛債権を早期に回収するための手段の一つとして有効ではあるが、小規模企業は割引された金額しか回収できず、キャッシュ・フローの悪化を根本から解決するものとはなっていない。

ASBFEO は、サプライチェーン・ファイナンス自体は、小規模企業のキャッシュ・フローを円滑にするための効果的なツールであるとして否定はしないが、小規模企業が、サプライチェーン・ファイナンスの選択肢を押し付けられることがあってはならないとしている⁽¹¹⁾。

(3) 代金支払遅延が経済に及ぼす影響

企業の中でも、特に大規模企業から小規模企業への代金支払の遅延は、小規模企業にとって、商品やサービスを生産するためのコストを負担してからそれを回収するまでの期間の長期化を招き、キャッシュ・フロー、収益、資金調達を圧迫することになる。この結果、小規模企業の雇用や投資、企業としての成長にも制約が加わり、信用力の低下や倒産率の上昇を招く可能性がある⁽¹²⁾。

さらに、「経済のエンジンルーム（engine room of the economy）」⁽¹³⁾である小規模企業への支払遅延は、小規模企業だけでなく、オーストラリア経済全体へも悪影響を及ぼすと考えられている⁽¹⁴⁾。

例えば、2017-18年度の大規模企業から小規模企業への代金支払は、合計約2810億豪ドルあり、そのうち支払期日から30日以上遅れて支払われた金額は、約770億豪ドルであった。これは、全体の約27.4%に当たる⁽¹⁵⁾。

また、経済コンサルティング会社であるアルファベータ（AlphaBeta）社は、オーストラリアの企業7万6000社以上について、1000万件以上の請求書を分析した結果、仮に、オーストラリアの全ての大規模企業が小規模企業への支払を30日以内に行った場合、大規模企業から小規模企業へ、推定70億豪ドルの運転資金を移転したことに相当すると評価した。さらに、30日以内の支払を標準化することにより、小規模企業に年間約5億2200万豪ドル、10年間で約43億1900万豪ドルの純利益をもたらし、オーストラリア経済に年間3億1300万豪ドル、10年間で25億9100万豪ドルの純利益を創出することになると試算した⁽¹⁶⁾。

(11) サプライチェーン・ファイナンスの利用に関する透明性を高めるため、支払期間報告法第14条第1項第o号に規定する「2020年支払期間報告規則」（Payment Times Reporting Rules 2020 (Dated 20 November 2020). <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2020L01472>>）第9条には、小規模企業がサプライチェーン・ファイナンスを利用した場合には、支払期間報告書に記載しなければならないと定められている。

(12) Department of Industry, Science, Energy and Resources, “Payment Times Reporting Scheme: Regulatory Impact Statement,” 4 May 2020, p.5. <https://ris.pmc.gov.au/sites/default/files/posts/2020/05/payment_times_reporting_scheme_ris.pdf>

(13) “The Ombudsman.” Australian Small Business and Family Enterprise Ombudsman website <<https://www.asbfeo.gov.au/about/the-ombudsman>>

(14) Department of Industry, Science, Energy and Resources, *op.cit.*(12), p.5.

(15) *ibid.*, p.4.

(16) *ibid.*, p.5.

2 立法化の動き

ASBFEOは、2017年報告書において、連邦政府に対し、大規模企業の全ての代金支払慣行や支払実績の開示及び最長支払期間の立法化を促す提言を行った⁽¹⁷⁾。

連邦政府は、まず、30日以上要することの多かった、政府機関から小規模企業への支払期間を、20日に短縮することとし、政府と契約のある大規模企業へも同様の対応を求めた。また、連邦政府自身の小規模企業への支払期間の実績を公表し、さらに電子請求書導入促進⁽¹⁸⁾を行うなど、小規模企業への支払遅延を改善するために、いくつかの施策を実施した⁽¹⁹⁾。しかし、これらの施策は、政府機関が行う取引の支払期間に焦点を当てたものであり、効果は限定的であった⁽²⁰⁾。

2018年11月21日、スコット・モリソン（Scott J. Morrison）連邦首相は、長期の支払期間による小規模企業の負担がなお継続しているとして、状況の改善を加速させるため、年間売上高1億豪ドル以上の大規模企業（約3,000社⁽²¹⁾）を対象に、小規模企業への支払情報の公表を義務付けることを表明した⁽²²⁾。2020年5月13日、そのための法律案⁽²³⁾が連邦議会に提出され、同年10月6日、可決された。同月14日、総督の裁可を経て支払期間報告法が成立し、2021年1月1日に施行された。

II 支払期間報告法の構成及び概要

1 構成

支払期間報告法は、全6章62か条⁽²⁴⁾から成る。その構成は、第1章：通則（第1条～第10条）、第2章：支払期間の報告（第11条～第22条）、第3章：支払期間報告規制官（第23条～第27条）、第4章：コンプライアンス及び執行（第28条～第37条）、第5章：保護情報（第38条～第46条）、第6章：雑則（第47条～第58条）である。

(17) ASBFEO, *op.cit.*(3), p.6.

(18) 2020-21 連邦政府予算の中で、「デジタル・ビジネス計画（JobMaker Digital Business Plan）」が発表され、連邦政府機関への電子請求書の義務化及び企業に電子請求書を義務化した場合の影響の調査等について示された。電子請求書義務化の目標値として、連邦政府は、2021年7月1日までに請求書の80%を電子的に受け取ることができるようにし、2022年7月1日までに全ての政府機関に電子請求書の採用を義務付けるとしている。“JobMaker Digital Business Plan.” Australian Government, Department of the Prime Minister and Cabinet website <<https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/digital-business-plan-summary.pdf>>; “E-invoicing.” Australian Taxation Office website <<https://www.ato.gov.au/business/e-invoicing/>>

(19) Department of Industry, Science, Energy and Resources, *op.cit.*(12), p.6.

(20) *ibid.*, p.16.

(21) 約3,400社とする記述もある。*ibid.*

(22) “Media release: Paying small business on time,” 2018.11.21. Prime Minister of Australia website <<https://www.pm.gov.au/media/paying-small-business-time>>

(23) Payment Times Reporting Bill 2020. <https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r6542>

(24) 最終条文は第58条だが、第54A条、第54B条、第57A条、第57B条があるため、条文数は62になる。

2 概要

(1) 第1章 通則

(i) 目的

支払期間報告法の目的は、大規模企業及び特定の政府系事業体等に対して、自らの取引先である小規模企業に対する代金支払条件や支払慣行に関する情報の報告義務を課し、その情報を公開することにより、代金支払遅延の状況を改善する契機を作り出すことにある（第3条）。

(ii) 支払期間報告義務

支払期間報告の義務を負う事業体（以下「報告事業体」という。）の主な要件は、次のとおりである。①オーストラリアで事業を営み、②直近の事業年度の総所得が1億豪ドル以上であること（第7条第2項）。これらの要件を満たせば、外国事業体も報告事業体となる（第6条、第7条第1項）。報告事業体は、2事業年度連続で総所得が1000万豪ドル未満となった場合には、報告事業体ではなくなる（第7条第4項）。また、報告事業体が自ら書面で報告事業体の終了を支払期間報告規制官（以下「規制官」という。）に申請し、その後、当該報告事業体は直近2年間のいずれの事業年度においても、総所得が1億豪ドル以下であったと規制官が認めた場合は、報告事業体であることを終了する（同条第7項）。

(iii) 支払期間報告の対象となる取引先

報告事業体の取引先のうち、支払期間報告の対象となるのは、小規模企業である。小規模企業とは、オーストラリアで事業を営み、直近の事業年度の年間総売上高が1000万豪ドル未満の事業体のことである（第5条注記）。連邦政府は、取引先が支払期間報告の対象となるかの確認を容易にするため、オンラインツール（Payment Times Small Business Identification Tool）⁽²⁵⁾を提供し、支払期間報告制度の円滑な運用を図っている。

(iv) 支払期間報告の対象となる期間

報告事業体は、事業年度の6か月ごと（以下「報告期間」という。）の代金支払状況を報告しなければならない（第8条）。

(2) 第2章 支払期間の報告

(i) 支払期間報告のサイクル

報告事業体は、報告期間終了後3か月以内に、規制官に支払期間報告を行わなければならない（第13条第1項）。3か月以内に報告することが困難な場合は、困難となった理由及び証拠を示し、提出期間の延長を申請することができる（同条第2項）。

支払期間報告のサイクルを具体的に例示すると、次のようになる。

事業年度が2021年7月1日から2022年6月30日までの企業Aが、2021年7月1日に報告事業体となった場合、最初の報告期間は2021年7月1日から同年12月31日までとなり、この期間の支払期間報告は、報告期間終了から3か月後の2022年3月末までに行わなければならない。2回目の報告期間は2022年1月1日から同年6月30日までとなり、支払期間報告は、同年9月末が期限となる。

(25) “Small Business Identification Tool.” Department of Industry, Science, Energy and Resources website <<https://www.industry.gov.au/data-and-publications/payment-times-reporting-scheme-guidance-for-reporting-entities/how-to-report/small-business-identification-tool>>

(ii) 支払期間報告の要件

支払期間報告の要件には、基本事項として、事業体名、当該事業体のオーストラリア事業者番号（Australian Business Number: ABN）⁽²⁶⁾、事業内容及び報告期間等がある。しかし、最も重要な要件は、報告期間内に報告事業体から小規模企業へ支払われた請求書の合計数及び合計金額である。それらは次の期間ごとに、期間全体に占める割合を記載しなければならない。①当該小規模企業が請求書を発行した日から20日以内、②同21日以上30日以下の期間、③同31日以上60日以下の期間、④同61日以上90日以下の期間、⑤同91日以上120日以下の期間、⑥同120日を超える期間（第14条第1項）。

当初、連邦議会下院に提出された法律案では、④から⑥までは60日を超える期間として一括され、全体で4期間に区分されていた。しかし、大規模企業である報告事業体の支払慣行の透明性を高めるためには、期間をより詳細に区分して可視化する必要があるとして、60日を超す期間を更に細分化する修正が行われた⁽²⁷⁾。

(iii) 民事罰規定

支払期間報告の提出に関しては、規制官からの報告書提出要求に従わなかった場合及び誤り又は誤解を招く報告を行った場合に対して、民事罰規定が設けられている。

報告事業体は、規制官から支払期間報告書の提出を求められた場合、それに応じる義務を負い、この義務に反したときは、法人以外⁽²⁸⁾に対しては、60ペナルティー・ユニット（Penalty Unit: PU）⁽²⁹⁾以下の過料が科される（第15条）。法人に対しては、2014年規制権限（標準規定）法⁽³⁰⁾（以下「規制権限法」という。）第82条第5項第a号において、法人への民事罰命令は、民事罰規定で定める罰金額の5倍を超えてはならないと規定されているため、300PU以下が科される。

支払期間報告の重要事項の記載に誤りがあったとき、又は誤解を生じさせるおそれがある支払期間報告書が提出されたときは、法人は、違反した事業年度の総所得の0.6%以下、法人以外は350PU以下の過料となる（第16条第1項、第2項）。なお、法人への過料を、規制権限法第82条第5項a号に基づき350PUの5倍の1,750PUとはせず、同法を読み替え、「総所得の0.6%」と規定したのは、罰金額にスライド制を導入することにより、大規模な事業体への抑止効果を意図したためである⁽³¹⁾。

(26) 会社等に割り当てられた11桁の番号で、財・サービス税（Goods and Services Tax: GST）やPAYG（Pay As You Go）源泉徴収税の処理等に必要となる。個人、会社、パートナーシップ、信託、退職年金基金等、オーストラリアの全ての事業主体がABNを取得できる。2000年7月1日からのGST導入に伴い採用された。オーストラリア商務登記官（Australian Business Register: ABR）により発行される。A New Tax System (Goods and Services Tax) Act 1999 (No.55, 1999). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00218/Controls/>>

(27) Senate, “Payment Times Reporting Bill 2020: Supplementary Explanatory Memorandum,” p.3. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r6542_ems_c24cf319-30ab-4d2f-b13d-fb0b1e1829da/upload_pdf/746175semaddem.pdf;fileType=application%2Fpdf>

(28) 支払期間報告法第48条のパートナーシップ、第49条の権利能力なき社団、第50条の信託等が該当する。

(29) 1PUは、連邦法では2020年7月1日以降、222豪ドルである。Crimes Act 1914 (No.12, 1914). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00127>> section 4AA.

(30) Regulatory Powers (Standard Provisions) Act 2014 (No.93, 2014). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00163>>

(31) House of Representatives, “Payment Times Reporting Bill 2020: Payment Times Reporting (Consequential Amendments) Bill 2020: Explanatory Memorandum,” p.20. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r6542_ems_5baa7c8d-5f15-46d3-85b6-99f9015460fa/upload_pdf/737715.pdf;fileType=application%2Fpdf>

(iv) 支払期間報告登録簿

報告事業体から提出された支払期間報告書は、規制官が支払期間報告登録簿 (Payment Times Reports Register. 以下「登録簿」という。) に登録し、維持管理する。登録簿は、インターネット上で無償で公衆の閲覧に供される (第 17 条、第 18 条)。ただし、公表する情報が、1988 年プライバシー法⁽³²⁾ にいう「個人情報」に該当する場合や、商業上の秘密に該当する場合など、規制官が公共の利益に反すると認めたときは、公表しないことができる (第 20 条)。また、規制官が、報告事業体が本法を遵守していないと認めた場合は、事業体名や法律違反の内容等を、登録簿上で公開することができる (第 22 条)。

(3) 第 3 章 支払期間報告規制官

この章では、規制官の職務及び権限について規定する。

規制官は、支払期間報告制度を主管する産業・科学・エネルギー・資源省⁽³³⁾ の次官によって任命される。また、規制官の役職は、連邦公務員上級管理職者⁽³⁴⁾ でなければならない (第 24 条)。

規制官は、本法の適用や、本法が遵守されているか監視する職務を行う (第 25 条) が、その一部の権限は、主管省の連邦公務員上級管理職者又はその代理者に委任することができる。委任することのできる権限としては、報告事業体終了の決定、支払期間報告書の提出期間の延長、法律違反情報の公開など、五つが列挙されている (第 27 条)。

(4) 第 4 章 コンプライアンス及び執行

この章では主に、報告事業体の義務、規制官の権限及び民事罰について規定する。

(i) 記録保存義務

報告事業体は、支払期間報告を作成するために使用したいかなる情報の記録も、報告期間終了後少なくとも 7 年間保存する義務がある。この義務に反した場合、その報告事業体が法人の場合は、違反があった事業年度における総所得の 0.2%、法人以外の場合は、200PU 以下の民事罰が科される (第 29 条)。規制権限法第 82 条第 5 項 a 号に基づき、200PU の 5 倍の 1,000PU とはせず、同法を読み替え、「総所得の 0.2%」としたのは、誤った報告又は誤解を招く報告を行った報告事業体について規定した第 16 条と同様の理由による。

(ii) 監査、監視、調査権限

報告事業体がこの法律に違反したと疑われる場合には、規制官は、当該事業体に対して、監査人を選任し、指定された期間内に監査報告書を規制官に提出するよう通知することができる。この通知に従わない場合、法人以外は 60PU 以下、法人は 300PU 以下⁽³⁵⁾ の民事罰が科される (第

(32) Privacy Act 1988 (No.119, 1988). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00139>>

(33) 産業・科学・エネルギー・資源省 (Department of Industry, Science, Energy and Resources) は、連邦政府の組織改革により、産業・イノベーション・科学省 (Department of Industry Innovation and Science)、環境・エネルギー省 (Department of the Environment and Energy) のエネルギー部門及び雇用・技術・家業省 (Department of Employment, Skills, Small and Family Business) の小規模企業・家業部門を統合し、2020 年 2 月 1 日に新設された。

(34) 連邦公務員上級管理職者 (Senior Executive Service: SES) には、高度な水準の専門知識の提供、政策的助言、管理的業務等を行い、公共サービス全般にわたる最高品質の戦略的リーダーシップを提供すること等が、役割として求められる。Public Service Act 1999 (No.147, 1999). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00057>> section 35.

(35) 規制権限法第 82 条第 5 項 a 号。op.cit.(30)

30条第4項、第7項)。特に、期限内の監査報告書提出に従わない場合には、規制権限法第93条により、提出期間が経過しても、監査報告書が提出されるまで義務は継続し、民事罰の対象となる⁽³⁶⁾。これにより、監査報告書が期限内に提出されることを保証している。

報告事業体が、監査人の円滑な義務の遂行を妨げた場合は、その報告事業体が法人以外の場合は200PU以下、法人の場合は、違反があった事業年度の総所得の0.2%の民事罰が科される(第30条第8項、第9項)。

第3節では、監視権限(第31条)、調査権限(第32条)、民事罰規定(第33条)、違反通告(第34条)等が規定されるが、それぞれ、規制権限法第2章、第3章、第4章、第5章に基づく権限である。

本法の施行(2021年1月1日)から12か月間⁽³⁷⁾は、支払期間報告制度の周知期間としており、この間の行為に対して民事罰規定等は適用されない。また監査、監視、調査各権限も及ばない(第37条)。

(5) 第5章 保護情報

この章では、保護情報⁽³⁸⁾を使用し、又は開示することができる場合及び範囲について規定する。

主管省の次官や規制官等は、この法律に基づく職務の遂行や権限の行使のために、保護情報を使用し、又は開示することができる(第39条)。また、訴訟手続等で必要な場合も同様である(第41条)。保護情報の関係者や提供者には、当該情報を開示することができる(第44条、第45条)。また、関係者の同意があれば、同意のあった目的のために、保護情報を使用し、又は開示することができる(第44条)。

過失により、保護情報を許可なく使用し、又は開示した場合には、過失罪となり、2年以下の禁錮若しくは120PU以下の罰金が科され、又はこれらが併科される(第46条)。本法で唯一、重い刑事罰を科しているのは、保護情報の不正使用や開示が、重大な結果を招く危険性があることに鑑み、その抑止効果を期待したためである⁽³⁹⁾。

(6) 第6章 雑則

本法で規定する義務が、パートナーシップ⁽⁴⁰⁾、権利能力なき社団、退職年金基金(superannuation fund)⁽⁴¹⁾等の法人格を持たない事業体に対してどのように課されるかを規定す

(36) House of Representatives, *op.cit.*(31), p.29. なお、規制権限法第93条は、民事罰規定違反の継続について規定する。
op.cit.(30)

(37) 法律案の下院提出時は、「18か月間」とされていたが、上院で「12か月間」に修正された。Senate, *op.cit.*(27), p.4.

(38) 支払期間報告法第5条「保護情報」の項に、「この法律に基づき取得した情報をいう。」と定義される。

(39) House of Representatives, *op.cit.*(31), p.38.

(40) 二人以上の個人又は法人が共同で事業を営む事業形態で、各州のパートナーシップ法により規定される。パートナーシップ自体は法人格を持たず、パートナーシップの資産や損益は、パートナー間で分配される。“Partnership.” Business: business.gov.au website. <<https://business.gov.au/planning/business-structures-and-types/business-structures/partnership>>

(41) 退職年金(superannuation)は、オーストラリアの年金制度の一つで、強制加入の積立年金。政府ではなく、民間により運用される。フルタイム、パートタイム、不定期労働の別なく、18歳以上で月収450豪ドル以上の被用者は強制加入となる。雇用主は、被用者のために、退職年金基金に給与等の9.5%以上(2021年5月現在)の拠出を行う義務を負う。“Super.” Australian Taxation Office website <<https://www.ato.gov.au/Individuals/Super/>>; 中川秀

る（第48条～第50条）。

支払期間報告義務を有する事業者が、報告を行わないまま支払期間報告義務を有する事業者ではなくなった場合も、報告を行わなかった期間の支払期間報告を行う義務は消滅しない（第55条）。

また、規制官が行った決定のうち、審査可能な決定を3件⁽⁴²⁾挙げ（第51条）、これらによって影響を受ける利益を有する者は、規制官に文書で再審議を申請することができる（第52条）。再審議は、まず規制当局内で行われ（第53条）、再審議の結果に不服がある場合には、申請者は行政不服審判所に当該決定の審査を申請することができる（第54条）。最初に規制当局内の審議を経ることとしたのは、申請者にとって費用対効果、迅速性及び利用しやすさが優れているためである⁽⁴³⁾。

(7) 本法運用の評価

第57A条は、本法運用の評価について規定する。施行日から2年経過後6か月以内、つまり2023年1月から同年6月までの間に、本法の運用状況について評価が行われ、その結果を記した報告書は、支払期間報告制度の主管大臣である産業・科学・エネルギー・資源大臣に提出される。同大臣は、報告書受領後15議会日以内に、報告書の写しを連邦議会の両院に提出する義務がある。

第57B条は、本法の評価に際して考慮すべき事項を掲げている。例えば、電子請求書⁽⁴⁴⁾や支払期間の上限を法律で規定することが、支払条件や支払慣行の改善に資するか（同条第1項）、支払期間の上限として適切な期間はどの程度か（30日⁽⁴⁵⁾、20日又は10日以下）、電子請求書を使用する場合の支払期間の上限は5日間で適当か、支払期間の上限が産業界等へもたらす影響等（同条第2項）である。

おわりに

支払期間報告法は、大規模企業から小規模企業への支払期間を短縮するための、単なる技術的な要件を定めた法律ではない。2017年報告書や2019年報告書でなされた提言や、「デジタル・ビジネス計画」に示された電子請求書の義務化⁽⁴⁶⁾など、連邦議会でこれまで議論されながらも、本法に条文として盛り込むことのできなかった事項⁽⁴⁷⁾について、引き続き検証を行い、今後

空「オーストラリアの年金制度の現状と課題」『レファレンス』747号, 2013.4, pp.5-23. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8200259_po_074701.pdf?contentNo=1>

(42) 報告事業者の終了を認めない決定（支払期間報告法第7条第3項）、支払期間報告の期間延長を許可しない決定（同法第13条第4項）、コンプライアンス違反の事業者又は違反の詳細を公開する決定（同法第22条第1項）の3件である。

(43) House of Representatives, *op.cit.*(31), p.40.

(44) 前掲注(18)参照。

(45) ASBFEOは、2020年3月に、小規模企業への支払に限定して30日間の支払期間を義務付ける法律の制定を勧告している。“Supply Chain Finance Review; Final Report.” *op.cit.*(10), pp.5, 16.

(46) 前掲注(18)

(47) 支払期間報告法第57B条に掲げる内容のほか、支払期間の上限を設定することが、サプライチェーン・ファイナンス等が小規模企業のキャッシュ・フローにもたらす悪影響を緩和するのに資するかという検討課題については、関連規定として、同法第14条第3項に、サプライチェーン・ファイナンスの利用についても支払期間報告要件に含めることができるとする規定があることにより、検証することが可能である。

の法改正や新法の制定へとつなげる意図を有している。2年後に主管大臣及び連邦議会に提出される報告書で示される検証結果に注目したい。

(うちうみ かずみ)

2020年支払期間報告法

Payment Times Reporting Act 2020 (No.91, 2020)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 内海 和美訳

【目次】

- 第1章 通則（第1条～第10条）
- 第2章 支払期間の報告（第11条～第22条）
- 第3章 支払期間報告規制官（第23条～第27条）
- 第4章 コンプライアンス及び執行（第28条～第37条）
- 第5章 保護情報（第38条～第46条）
- 第6章 雑則（第47条～第58条）

特定の事業者の支払条件及び慣行の報告等に関する法律

[2020年10月14日裁可]

オーストラリア議会は、次のとおり制定する。

第1章 通則

第1条 略称

この法律は、「2020年支払期間報告法」という。

第2条 施行

- (1) 表の第1欄に掲げるこの法律の規定は、第2欄に基づき施行し、又は施行したとみなされる。第2欄に定めるその他の規定は、その条件に従い適用される。

施行情報		
第1欄 規定	第2欄 施行	第3欄 年月日／詳細
1. この法律の全条文	次に掲げるいずれかの日に施行する。 (a) 本法が、2021年1月1日前に裁可を受けた場合—2021年1月1日 (b) 本法が、2021年1月1日以後に裁可を受けた場合—本法が裁可を受けた日以降の最初の1月1日又は7月1日	2021年1月1日 (第a号を適用)

* この翻訳は、Payment Times Reporting Act 2020 (No.91, 2020). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2020A00091>>を訳出したものである。[] 内は訳者による補記。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年5月28日である。

- (2) 表の第3欄に掲げる情報は、この法律の一部ではない。この法律の公布において、第3欄には、情報が挿入され、又は情報が修正され得る。

第3条 この法律の目的

この法律は、次に掲げる事項を目的とする。

- (a) 大規模企業、特定の政府系事業体及び自発的報告事業体が、小規模企業サプライヤーに関連した自らの支払条件及び慣行に関する情報を報告することを規定すること。
- (b) 次の(i)及び(ii)に掲げる目的のために、前項の情報を公開すること。
- (i) 小規模企業が、より多くの情報に基づき、潜在的な顧客について意思決定することを可能にすること。
- (ii) 報告事業体が、自らの支払条件及び慣行を改善する契機を創出すること。

第4条 この法律の概要

この法律は、オーストラリアで事業を営む特定の事業体が、小規模企業サプライヤーに関する自らの支払条件及び慣行を報告することを義務付ける。その他の事業体は、報告することを自発的に選択することができる。

報告事業体は、支払期間報告規制官に対し、6か月ごとに報告を行わなければならない。規制官は、当該報告を、支払期間報告登録簿と称する公開された登録簿に保持するものとする。

規制官は、主管省内の連邦公務員上級管理職者⁽¹⁾とする。規制官の職務には、この法律のコンプライアンスを監視し、及び執行することが含まれる。

第5条 定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

ABN は、「1999年新税制（オーストラリア事業者番号）法」⁽²⁾におけるものと同じ意味を有する⁽³⁾。

オーストラリアは、「1997年所得税法」⁽⁴⁾におけるものと同じ意味を有する。

オーストラリア法とは、連邦法若しくは州又は準州法をいう。

権限を有する職員とは、第35条第1項に基づき権限を有する職員として任命された者をいう。

(1) SES (Senior Executive Service) employee. 1999年国家公務員法 (Public Service Act 1999 (No.147, 1999)). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00057>> 第35条にSESの役割(高度な水準の専門知識の提供、政策的助言、管理的業務等を行い、公共サービス全般にわたる最高品質の戦略的リーダーシップを提供すること等)が規定されている。

(2) A New Tax System (Australian Business Number) Act 1999 (No.84, 1999). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00051>>

(3) ABN (Australian Business Number. オーストラリア事業者番号)は、財・サービス税 (Goods and Services Tax: GST) や PAYG (Pay As You Go) 源泉徴収税の処理等に必要になる、会社等に割り当てられた11桁の番号。2000年7月1日からのGST導入に伴い採用された。オーストラリア商務登記官 (Australian Business Register: ABR) により発行される。「Doing business in Australia オーストラリアにおける企業設立および税務等に関するガイド【2021年改訂版】」日本貿易振興機構 (ジェトロ) シドニー事務所ビジネス展開支援課, 2021.2, pp.11, 33. <https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2021/5bbb30bf293187dd/202102.pdf>

(4) Income Tax Assessment Act 1997 (No.38, 1997). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00188>>

ビジネス・インダストリー・コード⁽⁵⁾とは、オーストラリア国税庁から発行される、現在有効な、又は随時存在するビジネス・インダストリー・コードをいう。

事業を営むとは、事業の開始又は終了の過程で行われる事柄の全てを含む。

民事罰規定は、規制権限法におけるものと同じ意味を有する。

施行日とは、この法律を施行する日をいう。

商業上の秘密の意味は、第20条第3項で定めるところによる。

憲法上の会社とは、オーストラリア連邦憲法第51条第20項⁽⁶⁾が適用される会社をいう。

憲法上の対象事業体の意味は、第6条で定めるところによる。

支配企業とは、次に掲げる事業体をいう。

- (a) オーストラリアで設立された法人であるもの。
- (b) オーストラリアで設立された他の法人の子会社ではないもの。

執行機関は、「1988年プライバシー法」⁽⁷⁾におけるものと同じ意味を有する。

発効日の意味は、第37条第2項で定めるところによる。

執行関連行為⁽⁸⁾は、「1988年プライバシー法」におけるものと同じ意味を有する。

活動するとは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- (a) 行為をするとき。
- (b) 行為をしないとき。

事業は、「1999年新税制（財・サービス税）法」⁽⁹⁾におけるものと同じ意味を有する。

事業体⁽¹⁰⁾は、「1997年所得税法」におけるものと同じ意味を有する。

受任者とは、次に掲げる者をいう。

- (a) 次官
- (b) 規制官
- (c) 主管省庁の連邦一般公務員⁽¹¹⁾である被用者
- (d) その他、主管省庁の職員又は主管省庁に雇われている者

連邦巡回裁判所とは、オーストラリア連邦巡回裁判所をいう。

連邦裁判所とは、オーストラリア連邦裁判所をいう。

(5) Business Industry Code. 職種ごとに割り振られた5桁の番号で、納税申告書提出時に必要となる。“Business industry code tool.” Australian Taxation Office website <<https://www.ato.gov.au/Calculators-and-tools/Business-industry-code-tool/?page=1>>

(6) The Constitution <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2005Q00193>> 第51条第20項は、連邦議会が持つ立法権について定めた規定。具体的には、連邦内で設立された外国会社、貿易会社、金融会社（foreign corporations, and trading or financial corporations formed within the limits of the Commonwealth）を指す。

(7) Privacy Act 1988 (No.119, 1988). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00139>> 第6条には、オーストラリア連邦警察（Australian Federal Police）、健全性監査長官（Integrity Commissioner）、移民省（Immigration Department）、オーストラリア健全性規制庁（Australian Prudential Regulation Authority）等の機関が列記されている。

(8) 同上第6条には、犯罪の取締り・捜査・起訴・処罰、監視活動・情報収集活動等が規定されている。

(9) A New Tax System (Goods and Services Tax) Act 1999 (No.55, 1999). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2020C00067>> section 9-20.

(10) 1997年所得税法第960-100条第1項は、個人事業主（individual）、法人（body corporate）、政治団体（body politic）、パートナーシップ（partnership）、権利能力なき社団（any other unincorporated association or body of persons）、信託（trust）、退職年金基金（superannuation fund）、認可預託基金（approved deposit fund）を規定する。
前掲注(4)

(11) APS (Australian Public Service) employee.

外国事業体⁽¹²⁾ は、「1997年所得税法」におけるものと同じ意味を有する。

所得税は、「1997年所得税法」におけるものと同じ意味を有する。

事業体の事業年度⁽¹³⁾ とは、次のいずれかの期間をいう。

- (a) 「1997年所得税法」におけるものと同じ意味を有する期間
- (b) 所得税が、前号の法律に基づき当該事業体によって支払われない場合には、次のいずれかの期間をいう。
 - (i) 会計年度
 - (ii) 規則によって12か月間と定められているときには、その定められた期間

内部決定審査官の意味は、第53条第1項で定めるところによる。

令状発行官とは、次の者をいう。

- (a) 治安判事
- (b) 連邦裁判所又は連邦巡回裁判所の判事

メンバー：支配企業の子会社は、次のいずれにも該当しない場合には、支配企業グループのメンバーである。

- (a) 他の法人が、当該子会社に関して、「2001年会社法」⁽¹⁴⁾ 第46条第a号(i)又は(ii)の要件を満たすため、当該子会社が、当該他の法人の子会社でもあるとき。
- (b) 他の法人が、当該グループのメンバーではないとき。(この「メンバーの」定義の第a号が過去に適用されていたという理由による場合を含む。)

届出事項の意味は、第14条第4項で定めるところによる。

支払期間報告とは、第2章第2節（支払期間の報告）を適用するに当たり作成された報告をいう。

支払期間報告対象小規模企業識別ツールの意味は、規則⁽¹⁵⁾で定めるところによる。

事業体の主要管理機関とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (a) 事業体のガバナンスに主要な責任を負う、事業体の機関又は構成員のグループ
- (b) 規則に規定される種類の事業体の場合には、当該事業体内の規定された機関、又は当該事業体の一人若しくは複数の規定された構成員。

保護情報とは、この法律に基づき取得した情報をいう。

再審議の決定とは、第53条第2項に基づき行われた決定をいう。

登録簿とは、第17条に基づき設置された支払期間報告登録簿をいう。

規制官の意味は、第24条第3項で定めるところによる。

規制権限法とは、「2014年規制権限（標準規定）法」⁽¹⁶⁾をいう。

管轄裁判所とは、次の裁判所をいう。

- (a) 連邦裁判所
- (b) 連邦巡回裁判所

(12) 1997年所得税法第995-1条。“foreign entity.”前掲注(4)

(13) 同上“income year”

(14) Corporations Act 2001 (No.50, 2001). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00203>> 第46条は、子会社の要件を規定する。

(15) Payment Times Reporting Rules 2020. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2020L01472>> section 5.

(16) Regulatory Powers (Standard Provisions) Act 2014 (No.93, 2014). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00163>>

(c) この法律により提起された事項に関して管轄権を有する、州又は準州の裁判所報告事業体の意味は、第7条で定めるところによる。

報告期間の意味は、第8条で定めるところによる。

事業体の責任を有する構成員とは、次に掲げる者をいう。

- (a) 支払期間報告に署名する権限を有する、事業体の主要管理機関の個々の構成員
- (b) 事業体が、単独の受託者によって管理される信託である場合、当該受託者
- (c) 事業体が、単独法人である場合、その法人を構成する個人
- (d) 事業体が、「2001年会社法」における意味⁽¹⁷⁾で管理されている場合、管財人
- (e) 事業体が、規則によって規定される種類の事業体である場合、当該事業体の所定の構成員

規則とは、第58条に基づき制定された規則をいう。

次官とは、主管省の次官をいう。

小規模企業⁽¹⁸⁾とは、支払期間報告対象小規模企業識別ツールで小規模企業とされた事業体をいう。

小規模企業の請求書とは、事業体の小規模企業サプライヤーにより当該事業体に発行された、支払義務を通知する文書をいう。

ある事業体に関する小規模企業サプライヤーとは、物品又はサービスを当該事業体に供給する小規模企業をいう。

事業体の標準支払期間の意味は、規則⁽¹⁹⁾で定めるところによる。

子会社は、「2001年会社法」におけるものと同じ意味⁽²⁰⁾を有する。

この法律には、規則が含まれる。

総所得は、「1953年税制管理法」⁽²¹⁾第3C条におけるものと同じ意味を有する。

情報に関して、使用とは、情報を記録することを含む。

自発的報告事業体とは、第7条第1項第b号に基づく選択を行ったことにより、報告事業体となった報告事業体をいう。

第6条 憲法上の対象事業体の意味

憲法上の対象事業体とは、次に掲げる事業体をいう。

- (a) 憲法上の会社
- (b) 外国事業体
- (c) 政治団体以外の事業体で、準州で事業を営むもの
- (d) 準州で設立された法人
- (e) 「2001年会社法」第119A条⁽²²⁾に基づき準州で登記されたとみなされる法人

(17) 2001年会社法第9条。“entity.”前掲注(14)

(18) この「小規模企業」に付された注記に、「オーストラリアで事業を営み、かつ年間売上高（1997年所得税法の定めるところによる。）が、直近の事業年度で1000万ドル未満の場合、当該企業の事業年度において、支払期間報告対象小規模企業識別ツールでは、小規模企業と記載される。」とある。1豪ドルは、約83.9円（令和3年6月分報告省令レート）。

(19) *op.cit.*(15), section 6.

(20) 前掲注(14)

(21) Taxation Administration Act 1953 (No.1, 1953). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00195>> 第3C条は、国税庁長官に報告された、総所得1億豪ドル以上の法人の情報について規定する。

(22) 2001年会社法第119A条は、会社の設立及び登記住所について規定する。前掲注(14)

- (f) 「2013年連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法」⁽²³⁾の定めるところによる、法人化された連邦事業体又は連邦企業

第7条 報告事業体の意味

「報告事業体の開始」

- (1) 憲法上の対象事業体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事業体の事業年度（関係事業年度）の開始時に報告事業体となる。
- (a) 事業体が、次項の適用を受けるとき。
- (b) 関係事業年度の開始前に、当該事業体が、事業年度の開始時に報告事業体となる選択を行ったことを、規制官に書面で通知したとき。
- (2) 事業体は、次の各号の全てに該当する場合には、この項の適用を受ける。
- (a) オーストラリアで事業を営む事業体であるとき。
- (b) 次のいずれかに該当するとき。
- (i) その事業体の直近の事業年度における総所得が、1億ドル以上であったとき。
- (ii) その事業体が支配企業である場合、その支配企業グループの全てのメンバーの直近の事業年度の総所得の合計が、1億ドル以上であったとき。
- (iii) その事業体が本号(ii)の支配企業グループのメンバーである場合、その事業体の直近の事業年度の総所得が、1000万ドル以上であったとき。
- (c) その事業体が、「2012年オーストラリア慈善団体・非営利団体委員会法」⁽²⁴⁾に基づき登録されていないとき。

「報告事業体であることの終了」

- (3) 報告事業体は、規制官が、その事業体は報告事業体であることを終了したと書面で決定するまでは、報告事業体として存続する。
- (4) ただし、次の各号の全てに該当する場合には、報告事業体は、その事業年度（関係事業年度）の終了後、直ちに報告事業体であることを終了する。
- (a) その事業体が、支配企業グループのメンバーであるとき。
- (b) その事業体が、自発的報告事業体ではないとき。
- (c) 次の各事業年度における事業体の総所得が、1000万ドル未満であったとき。
- (i) 関係事業年度
- (ii) 関係事業年度の直前の事業年度

「[報告事業体終了の] 決定の申請」

- (5) 報告事業体は、第3項に基づく決定を書面で申請することができる。
- (6) 申請には、規則で定められた全ての情報又は文書を含めなければならない。
- (7) 申請の審査後、次の各号のいずれかに該当する場合には、規制官は、[報告事業体終了の]

(23) Public Governance, Performance and Accountability Act 2013 (No.123, 2013). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00269>>「法人化された連邦事業体 (corporate Commonwealth entity)」とは、連邦から独立した法人格を持ち、契約の締結や財産の所有など一定の法的権利を行使しながら独自に活動できる団体。多くは、連邦から財政的に独立している。「連邦企業 (Commonwealth company)」とは、2001年会社法に基づき設立された、連邦が管理する会社。法的及び財政的に連邦からは独立している。連邦が管理できるのは、会社の発行済み株式の2分の1以上を保有するなど、連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法第89条第2項に規定する場合に限定される。“PGPA Glossary.” Department of Finance website <<https://www.finance.gov.au/about-us/glossary/pgpa>>

(24) Australian Charities and Not-for-profits Commission Act 2012 (No.168, 2012). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00153>> 第25-5条に、非営利団体として登録するための要件が規定されている。

決定を行わなければならない。

- (a) 規制官が、次の全てに該当すると認めたとき。
- (i) その事業体の直近2年間の各事業年度において、当該事業体の総所得が、1億ドル以下であるとき。
 - (ii) その事業体が、支配企業又は支配企業グループのメンバーである場合には、当該支配企業の直近2年間の各事業年度において、支配企業グループの全てのメンバーの総所得の合計が、1億ドル以下であるとき。
- (b) 規制官が、その事業体は「2012年オーストラリア慈善団体・非営利団体委員会法」に基づき登録された事業体であると認めたとき。
- (c) 規制官が、その事業体は自発的報告事業体であると認めたとき。

「[報告事業体終了の] 決定の効力発生時期」

(8) 当該決定は、決定がなされた事業体の事業年度の開始前、直ちに効力を発生する。

「決定の通知」

(9) 規制官は、第3項に基づく「報告事業体終了の」決定を行うか否かの判定を、その事業体に書面で通知しなければならない。

第8条 報告期間の意味

報告事業体の報告期間とは、次の各期間をいう。

- (a) 報告事業体である事業体の、各事業年度の最初の6か月間
- (b) 前号の各事業年度の残りの6か月間

第9条 国王に対する拘束

- (1) この法律は、国王のいずれの資格についても拘束する。
- (2) 国王は、この法律により、犯罪による訴追の責めを負わない。

第10条 外地準州への拡張

この法律は、全ての外地準州に及ぶものとする。

第2章 支払期間の報告

第1節 総則

第11条 この章の概要

この章は、報告事業体が、規制官に各報告期間の支払期間報告を行うことについて規定する。当該報告は、規制官が期間の延長を認めた場合を除き、報告期間終了後3か月以内に行わなければならない。

支払期間報告は、その作成、承認及び内容に関する多くの要件を満たさなければならない。

報告を怠り、又は規制官に誤った報告若しくは誤解を招く報告を行った報告事業体（自発的報告事業体を除く。）には、民事罰が科される。

規制官は、支払期間報告登録簿と称する公開された登録簿に、支払期間報告を登録しなければならない。報告事業体は、規制官に対し、修正された支払期間報告を登録するよう

求めることができる。

規制官は、報告事業体がこの法律を遵守していないと認めるときは、その事業体について又はコンプライアンス違反の詳細を登録簿に公開することができる。

第2節 支払期間の報告

第12条 報告事業体の支払期間報告義務

報告事業体は、規制官に、各報告期間の支払期間報告を行わなければならない。

第13条 報告書の提出時期

「報告時期」

(1) 報告は、報告期間終了後3か月以内に行わなければならない。

「提出期間の延長」

(2) ただし、事業体は、報告書提出期間の延長を、規制官に書面で申請することができる。

(3) 申請には、次の全ての事項の記載がなければならない。

- (a) 期間の延長が必要となった状況
- (b) その状況を示す証拠
- (c) 規則で定められたその他の情報

(4) 規制官は、次の各号の全てに該当する場合には、事業体に対する書面による通知により、当該通知に定められた、報告書提出のための期間の延長を許可することができる。

- (a) 規制官が、申請書及び規則に定められた全ての事項を審査したとき。
- (b) 規制官が、期間延長の必要性が生じた状況が、例外的なもの又は当該事業体の責めに負うべき事由によらないものと認めたとき。

(5) 規制官は、次に掲げる要件の全てを考慮して、規制官が適切と考える期間より長い期間を通知に記載してはならない。

- (a) 期間延長の必要性が生じた状況が深刻であること。
- (b) 申請に書かれているそれらの状況の証拠が堅固であること。

第14条 報告書記載要件

「要件の内容」

(1) 報告書には、次に掲げる全ての内容を記載しなければならない。

- (a) 事業体の名称
- (b) 事業体がABNを取得している場合、そのABN
- (c) ビジネス・インダストリー・コードに準拠した、その事業体の主要な事業活動の記述
- (d) 当該報告書の報告期間
- (e) その事業体の報告期間の開始時における標準支払期間。[その中には] 最短及び最長の標準支払期間に関するものを含む。
- (f) 報告期間におけるその事業体の標準支払期間の変更の詳細及び説明。[その中には] 最短及び最長の支払期間に関するものを含む。
- (g) 次の(i)から(vi)の各期間の支払ごとの、報告期間内にその事業体によって支払われた小規模企業の請求書の合計数及び合計金額によって決定される割合

- (i) 当該小規模企業の請求書が発行された日（発行日）から20日以内
 - (ii) 発行日から21日以上30日以下の間
 - (iii) 発行日から31日以上60日以下の間
 - (iv) 発行日から61日以上90日以下の間
 - (v) 発行日から91日以上120日以下の間
 - (vi) 発行日から120日を超える期間
- (h) 報告期間内に、その事業体が行った全ての調達のうち、小規模企業サプライヤーから行われた調達の、合計金額によって決定される割合
- (i) その事業体の、主要管理機関の詳細
 - (j) その事業体が、支配企業グループのメンバーである場合には、その支配企業
 - (k) その事業体の責任を有する構成員による、その報告が、当該事業体の主要管理機関に提供されるものであることの言明
 - (l) 第5項に基づき報告書に署名した、責任を有する構成員の氏名及び署名日
 - (m) 規制官に報告書を提出した個人の氏名及び連絡先
 - (n) その事業体の前回の支払期間報告（がある場合には）が規制官に提出されてから届出事項が発生した場合には、その届出事項の詳細
 - (o) 規則で定めたその他の情報又は文書
- (2) 前項第g号に規定された事項について、同号の適用を受ける小規模企業の請求書の発行又は支払に関する事項を含む、全ての事項を処理する方法を規則により定めることができる。
- (3) 第1項第o号の規定にかかわらず、同号を適用するに当たり規則によって定められた情報又は文書には、小規模企業サプライヤーに関する報告期間における、サプライチェーン・ファイナンスを含む、当該事業体の支払条件又は慣行に関するものを含むことができる。
- (4) 届出事項とは、次に掲げるものをいう。
- (a) 「1936年所得税法」⁽²⁵⁾第18条又は第18A条に基づき事業体に適用される会計期間の変更
 - (b) 「2011年商号登記法」⁽²⁶⁾第22条に基づき設置し、及び維持されている商号登記簿に、商号又は別の商号が登記されたことを、当該事業体が通知されたとき。
 - (c) その他規則によって定めのある事項
- 「承認要件」
- (5) 報告書は、次のいずれかの者が署名しなければならない。
- (a) 事業体の責任を有する構成員
 - (b) 事業体が、支配企業グループのメンバーである場合、支配企業の責任を有する構成員
- 「報告書提出の書式及び方法」
- (6) 報告書は、次項に基づく文書において承認された書式又は方法（がある場合には）で提出されなければならない。
- (7) 規制官は、前項を適用するに当たり、通知文書によって、書式又は方法を承認すること

(25) Income Tax Assessment Act 1936 (No.27, 1936). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00083>> 第18条は会計期間（6月30日以外の日を期末日とする12か月間）、第18A条は、パートナーシップの会計期間を規定する。

(26) Business Names Registration Act 2011 (No.126, 2011). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00198>> 第22条は、商号登記簿を規定する。

ができる。

第 15 条 報告不履行に対する民事罰規定

報告事業体は、次の各号の全てに該当する場合には、民事罰が科される。

- (a) 事業体が、本節に基づき、支払期間報告書を規制官に提出することを求められたとき。
- (b) 事業体が、その要求に従わないとき。
- (c) 事業体が、自発的報告事業体ではないとき。

民事罰：60 ペナルティー・ユニット⁽²⁷⁾

第 16 条 報告事業体は、誤った報告又は誤解を招く報告を行ってはならない

「自発的報告事業体ではない報告事業体」

(1) 報告事業体は、次の各号の全てに該当する場合には、民事罰が科される。

- (a) 事業体が、規制官に支払期間報告を行ったとき。
- (b) 報告が、重要事項において誤りがあり、又は誤解を招くものであるとき。
- (c) 事業体が、自発的報告事業体でないとき。

民事罰：350 ペナルティー・ユニット

(2) 前項を適用するに当たり、規制権限法第 82 条第 5 項第 a 号⁽²⁸⁾において、民事罰規定に定められた罰金刑の 5 倍 [を上限] とする規定は、その違反があった事業年度におけるその者の総所得の 0.6% を指すものとして効力を有する。

「自発的報告事業体」

(3) 自発的報告事業体は、重要事項について誤りがあり、又は誤解を招く支払期間報告を、規制官に行ってはならない。

第 3 節 支払期間報告へのアクセス

第 17 条 支払期間報告登録簿

- (1) 規制官は、支払期間報告登録簿と称する支払期間報告の登録簿を維持しなければならない。
- (2) 登録簿は、インターネット上で、無償で、公衆の閲覧に供されなければならない。

第 18 条 支払期間報告の登録

規制官は、第 2 節（支払期間の報告）に基づき規制官に提出された支払期間報告を登録しなければならない。

第 19 条 修正された支払期間報告の登録

- (1) 報告事業体は、提出した登録済み支払期間報告の修正版を添付して、規制官に書面で通知することにより、規制官にその修正版の登録を要請することができる。
- (2) 支払期間報告の修正版には、修正日を記載し、及び登録済み報告書の最新版に加えた変更を記載しなければならない。

(27) 1 ペナルティー・ユニットは、連邦法では 2020 年 7 月 1 日以降、222 豪ドである。Crimes Act 1914 (No.12, 1914), section 4AA.

(28) 規制権限法第 82 条は民事罰命令の条文で、第 5 項第 a 号では、法人への民事罰命令は、民事罰規定で定める罰金額の 5 倍を超えてはならないと規定する。なお、同法第 82 条第 5 項第 b 号では、法人以外への民事罰命令は、民事罰規定で定める罰金額を超えてはならないと規定する。前掲注 (16)

(3) 規制官は、次の各号の全てに該当する場合には、支払期間報告の修正版を登録しなければならない。

(a) 支払期間報告の修正版の登録要請に関連して、規則で定める事由が存在するとき。

(b) 修正版が、第14条（報告書記載要件）に定める要件を満たすとき。

第20条 特定情報非公開の決定

(1) 規制官は、支払期間報告に記載された特定情報を公開することが、公共の利益に反すると認めたときは、登録簿でその情報を公衆の閲覧に供しないことを決定することができる。

(2) 前項の決定を行う場合には、規制官は次に掲げる事項を考慮しなければならない。

(a) その情報が、個人情報⁽²⁹⁾（この意味は、「1988年プライバシー法」で定めるところによる。）に該当するか。

(b) その情報が、商業上の秘密に該当するか。

(c) その他、規則で定める事項

(3) 規制官が、次の各号の全てに該当すると認める場合には、情報は**商業上の秘密**に当たる。

(a) その情報の開示が、報告事業体に競争上の不利益をもたらすとき。

(b) その情報が、パブリックドメインではないとき。

(c) その情報が、オーストラリアの他の法律に基づき開示請求をされないとき。

(d) その情報が、容易に知ることができないものであるとき。

第21条 法に反する自発的報告事業体の支払期間報告の非公開の決定

(1) この条は、規制官が、自発的報告事業体がこの法律に反すると認めたときに、適用される。

(2) 規制官は、事業体により適切な是正措置が取られたと認めるまで、当該事業体から提出された、又は提出される予定の支払期間報告を、登録簿で公衆の閲覧に供しないことを決定することができる。

第22条 法律違反に関する情報の公開

(1) 規制官が、報告事業体がこの法律を遵守していないと合理的に認めた場合には、次に掲げる方法により、その事業体について及びコンプライアンス違反の詳細を公開することができる。

(a) 登録簿

(b) その他、規制官が適切と判断する方法

(2) 規制官は、前項に基づき事業体について又はコンプライアンス違反の詳細を公開する決定を行う前に、次に掲げる事項を行わなければならない。

(a) 提示予定の決定及びその理由を、事業体に書面で通知すること。

(b) 通知が行われた日から28日以内に、提示予定の決定に対する意見書を規制官へ提出するよう、事業体に求めること。

(c) 前号の期間内に事業体が提出した意見書を考慮すること。

(29) 1988年プライバシー法第6条では、個人情報（personal information）を、「その情報又は意見が、真実か否か及び媒体に記録されているか否かを問わず、特定個人又は合理的に特定し得る個人に関する情報又は意見」と定義している。前掲注(7)

第3章 支払期間報告規制官

第1節 総則

第23条 この章の概要

この章は、次官が、主管省内の支払期間報告規制官を任命することを規定する。規制官は、連邦公務員上級管理職者とする。

規制官は、この法律のコンプライアンスの監視及び執行等、この法律の適用に関する職務を行う。

規制官は、特定の職務又は権限を委任することができる。

第2節 支払期間報告規制官

第24条 支払期間報告規制官

- (1) 次官は、主管省内の役職を、支払期間報告規制官の役職として、書面で任命しなければならない。
- (2) 当該役職は、連邦公務員上級管理職者でなければならない。
- (3) 規制官は、連邦公務員上級管理職者の役職にある者又はその役職を代理する連邦公務員上級管理職者代理である。
- (4) 第1項に基づく文書は、委任立法⁽³⁰⁾ではない。

第25条 規制官の職務

規制官は、次の職務を行う。

- (a) この法律の適用
- (b) この法律により規制官に与えられた職務
- (c) この法律のコンプライアンスの監視及び執行
- (d) その他、規則により定められた職務
- (e) その他、他の連邦法により規制官に与えられた職務
- (f) 第a号から前号までに掲げる職務に関する事項についての、大臣への助言
- (g) 前号までの職務の遂行に付随し、又は資する全ての事項

第26条 規制官の権限

規制官は、その職務の遂行に必要な若しくはそれに資する、又は職務の遂行に関連する全ての事項を行う権限を有する。

第27条 規制官による委任

- (1) 規制官は、次項及び第3項に従うことを条件に、この法律に基づく規制官の職務若しく

(30) 「委任立法 (legislative instrument)」は、法律の委任に基づいて立法府 (議会) 以外の機関が法規を制定すること、又はこのようにして制定された法規をいう。高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第5版』有斐閣, 2018, p.32.

は権限の全て又は一部を、書面で、次のいずれかの者に委任することができる。

- (a) 主管省における、連邦公務員上級管理職者又は連邦公務員上級管理職者代理
 - (b) 主管省において、管理職レベル⁽³¹⁾2の役職若しくはそれを代理する者、又は同等の地位にある者
- (2) 規制官は、第35条（権限を有する職員の任命）又は第36条（違反執行官の任命）に基づく規制官の職務又は権限を委任してはならない。
- (3) 規制官は、次の各号に基づく職務又は権限のみを、連邦公務員上級管理職者又は連邦公務員上級管理職者代理に委任することができる。
- (a) 第7条第3項（報告事業体の終了）
 - (b) 第13条第4項（支払期間報告書提出期間の延長）
 - (ba) 第14条第7項（支払期間報告書提出の書式又は方法の承認）
 - (c) 第22条第1項（法律違反情報の公開）
 - (d) 第30条第2項（報告事業体への監査準備の要求）
- (4) 委任された職務の遂行又は委任された権限の行使に当たり、委任を受けた者は、規制官の書面による指示を遵守しなければならない。

第4章 コンプライアンス及び執行

第1節 総則

第28条 この章の概要

この章は、報告事業体に課される特定の義務並びにコンプライアンス及び執行権限について規定する。

報告事業体は、支払期間報告の作成に使用した情報の記録を7年間保存しなければならない。

規制官は、報告事業体がこの法律のコンプライアンスを監査するよう、当該事業体に要求することができる。

この章は、規制権限法第2章、第3章、第4章及び第5章を適宜修正して適用する。同法のこれらの章は、監視及び調査権限並びに民事罰規定及び違反通告について規定する。規制官は、同法に基づく権限を行使するために、権限を有する職員及び違反執行官を任命することができる。

この法律に基づくコンプライアンス及び執行権限の適用は、12か月間猶予される。

(31) 連邦公務員上級管理職の管理職レベル (Executive Level) の等級は、1から3までの三段階に分類される（レベル3が最上位）。Public Service Classification Rules 2000. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2013C00113>> section 8. 各レベルに要求されるスキル等については、次のサイトを参照。"Work level standards: Senior Executive Service." Australian Public Service Commission website. <<https://legacy.apsc.gov.au/work-level-standards-senior-executive-service>>

第2節 報告事業体の義務

第29条 記録保存の要件

「報告事業体の記録保存義務」

- (1) 報告事業体は、報告期間の支払期間報告を作成するために使用したいかなる情報の記録も、報告期間終了後少なくとも7年間保存しなければならない。

「民事罰」

- (2) 報告事業体は、次の各号の全てに該当する場合には、民事罰が科される。

- (a) 事業体が、前項に基づく記録保存義務があるとき。
- (b) 事業体が、その要件を遵守しないとき。
- (c) 事業体が、自発的報告事業体ではないとき。

民事罰：200 ペナルティー・ユニット

- (3) 前項を適用するに当たり、規制権限法第82条第5項第a号⁽³²⁾において、民事罰規定に定められた罰金刑の5倍〔を上限〕とする規定は、その違反があった事業年度におけるその者の総所得の0.2%を指すものとして効力を有する。

第30条 コンプライアンス監査

- (1) この条は、報告事業体がこの法律の規定に違反したと、規制官が合理的に疑いを持つ場合に適用される。

- (2) 規制官は、書面で通知することにより、次に掲げる事項を事業体に要求することができる。

- (a) 次に掲げる(i)又は(ii)に該当する者を監査人に選任すること。

- (i) 事業体が指名し、規制官が書面で承認した者
- (ii) 規制官が、事業体が指名した者を承認しない場合には、規制官が書面で承認した他の者

- (b) 通知に示された、次の(i)又は(ii)の監査を実施するために、監査人を手配すること。

- (i) 事業体のこの法律のコンプライアンス
- (ii) 事業体のこの法律のコンプライアンスのうち、一つ以上の特定の状況

- (c) 次に掲げる(i)又は(ii)の期間内に、監査結果を記載した報告を書面で規制官に提出すること。

- (i) 通知に記載された期間
- (ii) 規制官が期間の延長を認めた場合には、その延長された期間

- (3) 通知には、次に掲げる全ての事項を記載しなければならない。

- (a) 前項第a号に基づき選任された監査人の適格性及び独立性に関する要件
- (b) 監査対象となる事項
- (c) 報告書の書式及び内容

- (4) 事業体は、その通知に従わなければならない。

- (5) 事業体は、この条に基づく監査人の義務を効果的に遂行するために必要な、あらゆる合理的な便宜及び支援を、監査人及び監査人の補助者に与えなければならない。

「監査人の報酬及び経費」

(32) 前掲注(28)

- (6) 監査人が監査報告を作成するために要した合理的な報酬及び経費は、事業体により支払われる。

「民事罰」

- (7) 事業体は、次の各号の全てに該当する場合には、民事罰が科される。

- (a) 事業体が、第4項の要件に該当するとき。
- (b) 事業体が、その要件を遵守しないとき。
- (c) 事業体が、自発的報告事業体ではないとき。

民事罰：60ペナルティー・ユニット

- (8) 事業体は、次の各号の全てに該当する場合には、民事罰が科される。

- (a) 事業体が、第5項の要件に該当するとき。
- (b) 事業体が、その要件を遵守しないとき。
- (c) 事業体が、自発的報告事業体ではないとき。

民事罰：200ペナルティー・ユニット

- (9) 前項を適用するに当たり、規制権限法第82条第5項第a号⁽³³⁾において、民事罰規定に定められた罰金刑の5倍〔を上限〕とする規定は、その違反があった事業年度におけるその者の総所得の0.2%を指すものとして効力を有する。

第3節 規制権限

第31条 監視権限

「監視対象となる規定」

- (1) 次に掲げる規定は、規制権限法第2章⁽³⁴⁾に基づく監視の対象となる。

- (a) この法律の規定
- (b) この法律に関連する、「1914年刑法」⁽³⁵⁾又は「刑法典」⁽³⁶⁾に規定する犯罪

「監視対象となる情報」

- (2) この法律の規定を遵守し、又は遵守を意図して提供された情報は、規制権限法第2章に基づく監視の対象となる。

「関連規定、権限ある申請者、権限保持者、令状発行官、最高管轄責任者及び管轄裁判所」

- (3) 規制権限法第2章を適用するに当たり、第1項にいう規定及び前項にいう情報に関連して、次の各号の全てに該当するものとして適用される。

- (a) 関連規定は存在しないこと。
- (b) 規制官及び各権限を有する職員は、権限ある申請者であること。
- (c) 規制官及び各権限を有する職員は、権限保持者であること。
- (d) 令状発行官（この法律の第5条に定義）は、令状発行官であること。
- (e) 規制官は、最高管轄責任者であること。

(33) 同上

(34) 規制権限法第2章は、支払期間報告法が遵守されているかを監視するための枠組み（立入検査の権限を含む。）を構築する（支払期間報告法第31条第1項に付された注1）。

(35) Crimes Act 1914 (No.12, 1914). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00127>>

(36) Criminal Code Act 1995 (No.12, 1995). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00183>>

(f) 各管轄裁判所（この法律の第5条に定義）は、管轄裁判所であること。

「補助者」

(4) 権限保持者は、第1項にいう規定又は第2項にいう情報に関連して、規制権限法第2章に基づく権限の行使又は職務若しくは義務の遂行において、他の者の補助を受けることができる。

「外地準州等への拡張」

(5) 規制権限法第2章は、第1項にいう規定及び第2項にいう情報に関連して、全ての外地準州に適用される。

第32条 調査権限

「調査対象となる規定」

(1) 次に掲げる規定は、規制権限法第3章⁽³⁷⁾に基づく調査の対象となる。

(a) この法律の民事罰規定

(b) この法律に関連する、「1914年刑法」又は「刑法典」に規定する犯罪

「関連規定、権限ある申請者、権限保持者、令状発行官、最高管轄責任者及び管轄裁判所」

(2) 規制権限法第3章を適用するに当たり、前項にいう規定に関する証拠資料に関連して、次の各号の全てに該当するものとして適用される。

(a) 関連規定は存在しないこと。

(b) 規制官及び各権限を有する職員は、権限ある申請者であること。

(c) 規制官及び各権限を有する職員は、権限保持者であること。

(d) 令状発行官（この法律の第5条に定義）は、令状発行官であること。

(e) 規制官は、最高管轄責任者であること。

(f) 各管轄裁判所（この法律の第5条に定義）は、管轄裁判所であること。

「補助者」

(3) 権限保持者は、第1項にいう規定に関する証拠資料に関連して、規制権限法第3章に基づく権限の行使又は職務若しくは義務の遂行において、他の者の補助を受けることができる。

「外地準州等への拡張」

(4) 規制権限法第3章は、第1項にいう規定に関連して適用され、全ての外地準州に拡張される。

第33条 民事罰規定

「執行可能な民事罰規定」

(1) この法律の各民事罰規定は、規制権限法第4章に基づき執行可能である。

「権限ある申請者」

(2) 規制権限法第4章を適用するに当たり、この法律の民事罰規定に関する権限ある申請者は、規制官とする。

「管轄裁判所」

(3) 規制権限法第4章を適用するに当たり、この法律の民事罰規定に関する管轄裁判所は、各管轄裁判所（この法律の第5条に定義）とする。

(37) 規制権限法第3章は、規定に違反しているかを調査するための枠組み（立入り、搜索及び押収の権限を含む。）を構築する（支払期間報告法第32条第1項に付された注1）。

「国王の責任」

- (4) 規制権限法第4章は、この法律の民事罰規定に関して適用され、連邦の権利を有する国王に罰金刑の責任を負わせることはない。

「事実誤認—法人」

- (5) 法人は、次の各号の全てに該当する場合にのみ、この条の規定に関わらず、この法律の民事罰規定に定める違反行為に関して、規制権限法第95条（事実誤認）が適用される。

(a) 当該行為を行った法人の従業員、代理人又は役員が、もし存在していれば当該行為が民事罰規定に違反しなかったことを意味する事実について、誤認ではあるが、合理的な信念を抱いていたとき。

(b) 法人が、当該行為を防止するために相当の注意を払ったことを立証したとき。

- (6) 相当の注意の不履行は、当該禁止行為が、次の各号のいずれかに実質的に起因する場合に、証明することができる。

(a) 一人以上の従業員、代理人又は役員の行為に対する、法人の管理、統制又は監督が不十分であるとき。

(b) 法人の関係者に、関連情報を伝達するための十分な体制が提供されなかったとき。

「外地準州等への拡張」

- (7) 規制権限法第4章は、この法律の民事罰規定に関連して適用され、全ての外地準州へ拡張される。

第34条 違反通告

「違反通告の対象となる規定」

- (1) この法律の民事罰規定は、規制権限法第5章に基づく違反通告の対象となる。

「違反執行官」

- (2) 規制権限法第5章を適用するに当たり、前項で言及した規定に関する違反執行官は、次の各号に掲げる者とする。

(a) 規制官

(b) 第36条第1項により違反執行官として任命された者

「最高管轄責任者」

- (3) 規制権限法第5章を適用するに当たり、第1項にいう規定に関する最高管轄責任者は、規制官とする。

「国王の責任」

- (4) 規制権限法第5章は、第1項にいう規定に関して適用され、連邦の権利を有する国王に違反通告を受ける責任を負わせることはない。

「外地準州等への拡張」

- (5) 規制権限法第5章は、第1項にいう規定に関して適用され、全ての外地準州へ拡張される。

第35条 権限を有する職員の任命

- (1) 規制官は、書面により、管理職レベル¹⁽³⁸⁾若しくはこれと同等以上の役職にある者又はその任務を遂行する連邦一般公務員である被用者を、この法律を適用するに当たり、権限を

(38) 前掲注(31)

有する職員として任命することができる。

- (2) 規制官は、権限を有する職員の権限を適切に行使するのに必要な知識又は経験を有すると認める者でなければ、権限を有する職員として任命してはならない。
- (3) 権限を有する職員は、その権限を行使するに当たり、規制官の指示を遵守しなければならない。
- (4) 指示が、前項に基づき書面でなされた場合、その指示は、委任立法ではない。

第36条 違反執行官の任命

- (1) 規制官は、書面により、管理職レベル2若しくはこれと同等以上の役職にある者又はその任務を遂行する連邦一般公務員である被用者を、この法律を適用するに当たり、違反執行官として任命することができる。
- (2) 規制官は、違反執行官の権限を適切に行使するのに必要な知識又は経験を有すると認める者でなければ、違反執行官として任命してはならない。
- (3) 違反執行官は、その権限を行使するに当たり、規制官の指示を遵守しなければならない。
- (4) 指示が、前項に基づき書面でなされた場合、その指示は、委任立法ではない。

第4節 コンプライアンス及び執行権限の適用の猶予

第37条 コンプライアンス及び執行権限の適用の猶予

「民事罰規定の適用」

- (1) この法律の各民事罰規定は、発効日前に行われた行為に関して適用されない。
- (2) 発効日とは、この条の施行後12か月経過した日をいう。

「コンプライアンス違反に関する情報の公開」

- (3) 規制官は、報告事業体が、発効日前にこの法律を遵守しなかったことを理由として、第22条第1項に基づき、当該事業体に関する情報を公開してはならない。

「監査権限」

- (4) 規制官は、発効日前に、第30条第2項（事業体への監査実施要求）に基づく通知を報告事業体に対して行ってはならない。

「監視権限」

- (5) 第31条第1項及び第2項で言及した規定及び情報は、発効日前には、規制権限法第2章に基づく監視対象とはならない。

「調査権限」

- (6) 第32条第1項で言及した規定は、発効日前には、規制権限法第3章に基づく調査対象とはならない。

第5章 保護情報

第1節 総則

第38条 この章の概要

情報（以下「保護情報」という。）は、この法律により又はこの法律に基づき取得することができる。

この章は、保護情報が使用され、又は開示される状況について規定する。

受任者は、特定の状況以外で保護情報を使用し、又は開示したときは、犯罪となる可能性がある。

第2節 正当な使用又は開示

第39条 この法律に基づく職務の遂行又は権限の行使

受任者は、この法律に基づく職務若しくは任務の遂行又は権限の行使に当たり、保護情報を使用し、又は開示することができる。

第40条 方針策定

受任者は、方針策定を目的として、保護情報を使用し、又は他の受任者に保護情報を開示することができる。

第41条 訴訟手続等

受任者は、次の各号のいずれかに該当する場合に、保護情報を開示することができる。

- (a) 訴訟手続を目的として、裁判所若しくは審判所に対して行うとき又は裁判所若しくは審判所の命令に従うとき。
- (b) 検死審問を目的として、検死審問に対して行うとき又は検死官の命令に従うとき。

第42条 執行関連行為

- (1) 受託者は、保護情報の使用又は開示が、執行機関によって、若しくは執行機関のために行われた一つ以上の執行関連行為に合理的必要性がある、又は直接関連すると信ずるに足る合理的事由がある場合には、保護情報を使用し、又は執行機関に対して開示することができる。
- (2) 前項に基づき保護情報が開示された執行機関は、一つ以上の執行関連行為を行うことを目的として、保護情報を使用し、又は開示することができる。

第43条 他のオーストラリア法で必要とされる情報

受任者は、保護情報の使用又は開示が、この法律以外のオーストラリア法に基づき要求される場合には、当該情報の使用又は開示を行うことができる。

第44条 情報の関係者—開示及び同意

- (1) 受任者は、保護情報の関係者に対して、当該情報を開示することができる。
- (2) 受任者は、保護情報の関係者が、ある目的のためにその情報を使用し、又は開示することに明示的に同意した場合には、その目的のために当該情報を使用し、又は開示することができる。

第45条 情報提供者

受任者は、保護情報を提供した者に対して、当該情報を開示することができる。

第3節 正当性のない使用又は開示

第46条 正当性のない使用又は開示

「過失罪」

(1) 次の各号の全てに該当する場合には、犯罪となる。

- (a) 受任者である、又は受任者であった者
- (b) 受任者としての地位に基づき保護情報を得た者
- (c) 保護情報を使用し、又は開示した者
- (d) 当該情報の使用又は開示が、この章の規定により認められていないとき。

刑罰：禁錮2年若しくは120ペナルティー・ユニット又はその併科

「善意による使用又は開示の例外」

(2) 前項の規定は、善意に基づき、及びこの章の規定を遵守することを意図して、保護情報の使用又は開示を行った者へは適用されない。

第6章 雑則

第1節 総則

第47条 この章の概要

この章は、決定の審査、過去の報告事業体が継続して負う一定の義務、年次報告、法定審査及び規則制定権限等の諸事項について扱う。

この章は、法人に帰属する法人格を持たない事業体の義務及び行為についても規定する。

加えて、この章は、施行日前に報告事業体とみなされ、施行日以降に最初の報告期間が開始する特定の事業体について規定する。さらに、事業体が報告事業体となることを自発的に選択するための、施行日以降の期間について規定する。

第2節 特定事業体の扱い

第48条 パートナーシップの扱い

- (1) この法律は、この条に定める修正を伴い、パートナーシップ⁽³⁹⁾である報告事業体に適用される。
- (2) この法律によりパートナーシップに課されることとなる義務は、代わりに各パートナーに課されるが、パートナーのいずれかによって免除することができる。
- (3) パートナーシップが違反したこととなるこの法律の民事罰規定は、違反が行われたとき

(39) 二人以上の個人又は法人が共同で事業を営む事業形態で、各州のパートナーシップ法により規定される。パートナーシップ自体は法人格を持たず、パートナーシップの資産や損益は、パートナー間で分配される。“Partnership.” Business: business.gov.au website <<https://business.gov.au/planning/business-structures-and-types/business-structures/partnership>>

に、当該パートナーシップのパートナーが、次の各号のいずれかに該当する者である場合には、各パートナーが違反したものとみなされる。

- (a) 当該行為を行い、又は当該不作為をなした者
 - (b) 当該行為又は不作為を幫助（ほうじょ）し、教唆し、助言し、又は周旋した者
 - (c) 当該行為又は不作為（直接又は間接を問わず、また、パートナーの行為又は不作為を問わず）に、何らかの形で故意に関与し、又は当事者となった者
- (4) この法律を適用するに当たり、パートナーシップの構成員の変更は、パートナーシップの継続性に影響を与えない。

第49条 権利能力なき社団又は団体の扱い

- (1) この法律は、この条に定める修正を伴い、権利能力なき社団又は団体である報告事業体に適用される。
- (2) この法律により権利能力なき社団又は団体に課されることとなる義務は、代わりに当該社団又は団体の運営委員会の各構成員に課されるが、構成員のいずれかによって免除することができる。
- (3) 権利能力なき社団又は団体が違反したこととなるこの法律の民事罰規定は、違反が行われたときに、当該社団又は団体の運営委員会の構成員が、次の各号のいずれかに該当する者である場合には、各構成員が違反したものとみなされる。
 - (a) 当該行為を行い、又は当該不作為をなした者
 - (b) 当該行為又は不作為を幫助し、教唆し、助言し、又は周旋した者
 - (c) 当該行為又は不作為（直接又は間接を問わず、また、構成員の行為又は不作為を問わず）に、何らかの形で故意に関与し、又は当事者となった者

第50条 信託、信託である退職年金基金及び認可預託基金の扱い

- (1) この法律は、報告事業体である、次に掲げる事業体（**関連事業体**）のそれぞれに、この条に定める変更を加え、適用される。
 - (a) 信託⁽⁴⁰⁾
 - (b) 信託である、退職年金基金又は認可預託基金（これらの意味は、「1993年退職年金産業（監督）法」⁽⁴¹⁾で定めるところによる。）

(40) 信託 (trust) は、信託者 (settlor)、受託者 (trustee) 及び受益者 (beneficiary) の三者により組成され、受託者が、受益者に代わり、受益者のために事業を行う事業形態。受託者は、収益や損失を含め、信託内の全てに対して責任を負う。“Trust.” *ibid.* <<https://business.gov.au/planning/business-structures-and-types/business-structures/trust>>

(41) Superannuation Industry (Supervision) Act 1993 (No.78, 1993) <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00158>> 退職年金 (superannuation) とは、オーストラリアの年金制度の一つで、強制加入の積立年金。政府ではなく、民間により運用される。フルタイム、パートタイム、不定期労働の別なく、18歳以上で月収450豪ドル以上の被用者は強制加入となる。雇用主は、被用者のために、退職年金基金 (superannuation fund) に給与等の9.5%以上 (2021年5月現在) の拠出を行う義務を負う。“Super.” Australian Taxation Office website <<https://www.ato.gov.au/Individuals/Super/>>; 中川秀空「オーストラリアの年金制度の現状と課題」『レファレンス』747号, 2013.4, pp.5-23. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8200259_po_074701.pdf?contentNo=1> 認可預託基金 (approved deposit fund) とは、雇用契約終了時支払金 (Employment termination payments: ETP) である正規の整理解雇手当 (Genuine redundancy)、失業補償 (Compensation for loss of job)、死亡一時金 (Lump sum payments paid on the death of an employee) 等から拠出される基金。拠出者が65歳に達したときに一時金として支払われる。ETPから退職年金基金に拠出することはできない。なお、認可預託基金は、オーストラリア健全性規制庁 (Australian Prudential Regulation Authority) により規制される。“Employment termination payments.” Australian Taxation Office website <<https://www.ato.gov.au/Individuals/Working/Working-as-an-employee/Leaving-your-job/Employment-termination-payments/>>; “Approved Deposit Fund.” Australian Business Register website <<https://abr.business.gov.au/Help/EntityTypeDescription?Id=1>>

「受託者が一人の関連事業体」

(2) 関連事業体に受託者が一人の場合には、次の各号に掲げるとおりとする。

- (a) この法律により関連事業体に課されることとなる義務は、代わりに受託者に課される。
- (b) 関連事業体が違反したこととなるこの法律の民事罰規定は、受託者が違反したものとみなされる。

「受託者が複数の関連事業体」

(3) 関連事業体に受託者が二人以上いる場合には、次の各号に掲げるとおりとする。

- (a) この法律により関連事業体に課されることとなる義務は、代わりに受託者それぞれに課されるが、受託者のいずれかによって免除することができる。
- (b) 関連事業体が違反したこととなるこの法律の民事罰規定は、違反が行われたときに、関連事業体の受託者が、次のいずれかに該当する者である場合には、各受託者が違反したものとみなされる。
 - (i) 当該行為を行い、又は当該不作為をなした者
 - (ii) 当該行為又は不作為を幫助し、教唆し、助言し、又は周旋した者
 - (iii) 当該行為又は不作為（直接又は間接を問わず、また、受託者の行為又は不作為を問わず）に、何らかの形で故意に関与し、又は当事者となった者

第3節 審査可能な決定

第51条 決定の再審議及び審査

次表の第1欄の項目に掲げる決定であって、その項目の第2欄に記載された規定に基づき規制官が行った決定は、**審査可能な決定**である。

審査可能な決定		
項目	第1欄 決定	第2欄 規定
1	事業体が報告事業体でなくなったと判断しない決定	第7条第3項
2	支払期間報告を行う期限の延長を許可しない決定	第13条第4項
3	コンプライアンス違反の事業体又は違反の詳細を公開する決定	第22条第1項

第52条 審査可能な決定の再審議の申請

- (1) この法律の他の規定により、審査可能な決定について書面による通知が必要なときには、その通知には、次に掲げる全ての事項を記載しなければならない。
- (a) 決定の理由
 - (b) この条に基づく決定の再審議又は審査を求める者の権利に関する情報
- (2) 審査可能な決定により影響を受ける利益を有する者は、規制官が当該決定を再審議するよう、規制官に対し、書面で申請することができる。
- (3) 申請には、次の各号の全てを行わなければならない。
- (a) 申請の理由を記載すること。
 - (b) 申請者に決定が通知されてから14日以内に、規制官に申請すること。

第53条 審査可能な決定の再審議

- (1) 規制官は、申請を受領した後、次の各号のいずれかを行わなければならない。
 - (a) 申請に関連する決定を自ら再審議すること。
 - (b) 次の(i)及び(ii)に該当する規制官から委任を受けた者に、その決定を再審議させること。
 - (i) 当該決定に関与しなかった者
 - (ii) 決定を行った者と少なくとも同等の地位にある者
 決定を再審議する者を、**内部決定審査官**という。
- (2) 審査可能な決定を再審議した後、内部決定審査官は、次の各号のいずれかを行わなければならない。
 - (a) 決定を追認すること。
 - (b) 決定を変更すること。
 - (c) 決定を破棄し、新たな決定を行うこと。
- (3) 内部決定審査官が再審議の決定を行った後、当該審査官は、次に掲げる事項を、申請者に書面で通知しなければならない。
 - (a) 再審議の決定
 - (b) その決定が発効する日
 - (c) 決定理由
- (4) 内部決定審査官は、申請を受領してから90日以内に、申請者に再審議の決定の通知を行わない場合は、審査可能な決定を追認したものとみなされる。
- (5) 再審議の決定は、前条を除く、審査可能な決定を行う根拠となった規定に基づき行われたものとみなす。
- (6) 規制官は、可能な限り速やかに、第3項に基づき行われた通知の写しを、次官に提出しなければならない。

第54条 行政不服審判所による審査

内部決定審査官が行った再審議の決定の審査を、行政不服審判所に請求することができる。

第4節 その他の事項

第54A条 適用一施行日前に報告事業体となっていたとみなされる特定事業体

- (1) この条は、次の各号の全てに該当する場合に適用される。
 - (a) 憲法上の対象事業体の事業年度（**関係事業年度**）が、施行日前6か月以内に開始したとき。
 - (b) この法律が、関係事業年度の開始時に施行されていれば、当該事業体は、関係事業年度の開始時に第7条第2項の適用対象となっていたとき。
- (2) 当該事業体は、関係事業年度の開始時に、報告事業体となったものとみなされる。
- (3) 第8条第a号の規定にかかわらず、関係事業年度の最初の6か月は、その事業体の報告期間ではない。

第54B条 適用一報告事業体となることを自発的に選択するための施行日以降の期間延長

- (1) この条は、次の各号の全てに該当する場合に適用される。
 - (a) 憲法上の対象事業体の事業年度（**関係事業年度**）が、次の(i)又は(ii)の期間に開始す

るとき。

(i) 施行日前 6 か月以内

(ii) 施行日から起算して 2 か月以内

(b) 事業体が、報告事業体となることを選択したことを、書面で規制官に通知するとき。

(c) 当該通知が、関係事業年度の開始後、施行日から起算して 2 か月以内になされたとき。

(2) 当該選択は、第 7 条第 1 項第 b 号に基づき行われたものとみなされ、当該事業体は、関係事業年度の開始時に報告事業体となったものとみなされる。

(3) 関係事業年度が、施行日前に開始した場合には、第 8 条第 a 号の規定にかかわらず、関係事業年度の最初の 6 か月は、その事業体の報告期間ではない。

第 55 条 過去の報告事業体

「報告義務」

(1) 報告事業体が、第 12 条に基づき、規制官に報告期間の支払期間報告書を提出する要件は、次の各号の全てに該当する場合には、引き続き当該事業体に適用される。

(a) 当該事業体が、同条に基づく報告期間の支払期間報告書を、規制官に提出しなかったとき。

(b) 当該事業体が、報告期間終了後、報告事業体でなくなったとき。

「その他の権利及び義務」

(2) 次の各号は、事業体が報告事業体であるときと同様に、報告事業体でなくなった事業体にも引き続き適用される。

(a) 第 15 条（報告不履行に対する民事罰規定）

(b) 第 16 条（誤った報告又は誤解を招く報告）

(c) 第 2 章第 3 節（支払期間報告へのアクセス）

(d) 第 4 章第 2 節（報告事業体の義務）

(e) 本章第 2 節（特定事業体の扱い）

第 56 条 年次報告

次官が作成し、「2013 年連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法」第 46 条⁽⁴²⁾に基づき大臣に提出される、ある期間についての年次報告には、当該期間のこの法律の運用について規制官から行われた報告を含めなければならない。

第 57 条 民事責任の免責

(1) この条は、次の各号に掲げる者に適用される。

(a) 連邦

(b) 規制官

(c) 規制官から委任を受けた者（第 27 条参照）

(d) 規制官を補佐する主管省の連邦一般公務員である被用者

(2) 名誉棄損、守秘義務違反又は著作権侵害の訴訟は、善意による行為若しくは不作為が次に掲げるいずれかに該当する場合には、それに対して、又はそれに関連して、前項で規定された者に提起することはできない。

(42) 2013 年連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法第 46 条は、連邦政府機関の活動年次報告提出義務について規定する。前掲注 (23)

- (a) この法律に基づく職務の遂行又は遂行を意図した行為
- (b) この法律に基づく権限の行使又は行使を意図した行為

第57A条 この法律の運用の評価

- (1) 大臣は、施行日から2年経過した日から6か月以内に、この法律の運用について独立した評価を行わなければならない。
- (2) 前項の評価を行う者は、大臣に対し、書面により評価結果の報告を提出しなければならない。
- (3) 大臣は、報告書提出後15議会日以内に、当該報告書の写しを連邦議会の両院に提出しなければならない。

第57B条 評価の要件

- (1) 前条の規定に制限を設けることなく、評価に際しては、次に掲げる事項を考慮しなければならない。
 - (a) この法律の運用が、第3条に規定する目的に適合するか否か。
 - (b) 電子請求書に関する政策を含む、政府の関連政策が、小規模企業サプライヤーに関する報告事業体の支払条件及び慣行を改善したか否か。
 - (c) 報告事業体による小規模企業の請求書への支払に対して、一つ以上の上限期間（法定上限支払期間）を義務付けるなどの他の措置が、支払条件及び慣行の改善に効果的か否か。
- (2) 法定上限支払期間を検討するに当たり、評価に際しては、次に掲げる事項を考慮しなければならない。
 - (a) 次に掲げる(i)及び(ii)の事項を考慮し、法定上限支払期間を実施する最善の方法
 - (i) 報告事業体にかかる、規制による潜在的な負荷
 - (ii) 小規模企業への意図しない結果を回避する必要性
 - (b) 次に掲げる(i)及び(ii)の事項の検討を含む、支払条件及び慣行を改善するのに適切な法定上限支払期間
 - (i) 法定上限支払期間として適切なものは、30日間、20日間又は10日間以下の期間か。
 - (ii) 電子請求書が使用される場合、5日間の法定上限支払期間は適切か否か。
 - (c) 法定上限支払期間を、異なる支払条件及び慣行を有する産業部門及び産業界に課す方法を含め、産業部門又は産業界特有の違いがもたらす影響
 - (d) 次に掲げる(i)及び(ii)の目的を達するために罰則制度を設けるべきか否かを含め、法定上限支払期間を維持するのに適切なものとなる、コンプライアンス又は執行の取決め
 - (i) 報告事業体に対して発行された小規模企業の請求書の支払期間の中央値が、法定上限支払期間より長い場合、当該事業体に対して発行された小規模企業の請求書を、指定期間内に支払うよう、報告事業体に求めること。
 - (ii) 関連契約の条項で指定された期間内に、報告事業体に対して発行された小規模企業の請求書への支払を行わなかった報告事業体に対して、当該支払への利息の支払を求めること。

第58条 規則

- (1) 大臣は、委任立法により、次に掲げるいずれかの事項を規定する規則⁽⁴³⁾を制定すること

(43) Payment Times Reporting Rules 2020. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2020L01472>> 2020年11月20日制定、2021年1月1日施行。

ができる。

- (a) 当該規則により規定されることが、この法律により要求され又は許可されている事項
 - (b) この法律を実行し、又は効力を与えるために、規定されることが必要な又は便宜となる事項
- (2) 疑義を回避するために、当該規則では、次の各号に掲げる事項を行うことができない。
- (a) 犯罪又は民事罰を創設すること。
 - (b) 次に掲げるいずれかについて、権限を付与すること。
 - (i) 逮捕又は勾留
 - (ii) 立入り、搜索又は押収
 - (c) 課税すること。
 - (d) この法律における歳出に基づき、統合歳入基金 [Consolidated Revenue Fund] から充当されるべき金額を設定すること。
 - (e) この法律の文言を直接改正すること。
- (3) 「2003年立法法」⁽⁴⁴⁾第14条第2項の規定にかかわらず、この法律の第5条に規定する**支払期間報告対象小規模企業識別ツール**を定義することを目的として制定された規則は、現在有効な若しくは随時存在する法的文書又はその他の書面に含まれる事項を、修正して若しくは修正なしで適用し、採用し、又は組み込むことによって、規定を設けることができる。

(うちうみ かずみ)

(44) Legislation Act 2003 (No.39, 2003). <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00084>>